



十和田市子ども医療費給付事業



お子様の外来や入院等の医療費を給付する制度です

十和田市では、子どもが病院等で診療を受けたときには、加入している健康保険の種類にかかわらず、**自己負担に係る費用（保険適用分）**を、その保護者に**給付**します。

但し、この制度を利用するためには、**資格証が必要**となります。

お子様が生まれたとき、他市区町村から転入したときは、忘れずに**申請**をしてください。

子ども医療費受給資格証の新規申請の手続き

★受給資格の要件

- ・ 給付の対象者・・・**十和田市に住民登録があり、健康保険に加入している、0歳から18歳までの子ども**
(※18歳とは、18歳到達後の最初の3月31日まで)
- ・ 受給する方・・・給付対象となる子どもを**健康保険に被扶養者**として加入させ養育している方（子ども本人が自ら健康保険に加入している場合は子ども本人）

★申請に必要なもの

- ・ お子様の健康保険証
- ・ マイナンバーがわかるもの・・・（父・母および子）
- ・ 本人確認ができるもの・・・（運転免許証など）
- ・ 保護者の通帳又はキャッシュカード（償還払いに使用するもの）

給付内容と方法

- ・ 給付内容：保険適用分の**入院医療費**及び**外来医療費**（医科、歯科、薬局等）
- ・ 給付方法：①**現物給付** 県内の医療機関等を受診する時に、保険証と資格証を提示すると医療費を支払う必要はありません。
②**償還払い** 資格証を忘れたときや資格証が非対応の医療機関等の場合は、医療機関等の窓口で一旦支払い、後から市役所で手続きすると支払った医療費が給付されます。（申請は診療月の翌月から2年以内）

子ども医療費受給資格証の更新

★受給資格証の有効期限

- ・ **小学校就学前児童は、最大1年間**で、お子様の誕生月の末日です。
但し、1日生まれのかたは前月の末日、6歳児のかたは小学校就学前の3月末です。
- ・ **小学生は、最大6年間**で、小学校卒業年の3月末
- ・ **中学生は、最大3年間**で、中学校卒業年の3月末
- ・ **高校生相当のかたは、最大3年間**で、18歳到達後の最初の3月末までです。

★更新手続きは不要

- ・ 引き続き十和田市に在住の方には、有効期限満了月の下旬に**新資格証を郵送**します。

★資格証の再交付

- ・ 受給資格証の紛失・棄損・破損については、**再交付**できます。
お子様の保険証を持参の上、こども支援課までおいでください。

各種注意事項

★保険適用外の費用は、給付の対象とはなりません。

例えば、予防注射、検診、薬の容器代、入院時食事療養費、室料の差額、非紹介患者初診料（紹介状なしの初診料）など。

★幼稚園や保育所、小学校、中学校、高等学校において、お子様に災害が発生したときは、災害共済給付制度が優先です。

★交通事故等の場合は、自賠責・任意保険の給付等が優先です。

★保険者からの高額療養費や付加給付金が優先です。

子ども医療費給付後に保険者（けんぽ協会、健康保険組合、共済組合など）から高額療養費や付加給付金を受けた場合は、後日、給付金分を市に返還していただきます。

高額療養費や付加給付に該当する場合は、先にそれらの給付を受けてから、子ども医療費給付を申請してください。

★次のような事があったときは、早めの手続きをお願いします。

- ①お子様の健康保険証が変わった
- ②振込先の預金口座が変わった
- ③お子様が十和田市外へ転出することになった
- ④生活保護を受けることになった
- ⑤ひとり親等他の医療費給付事業が適用になった

※受給資格の要件を欠く資格証を使用して受給した医療費は、返還請求いたします。

子ども医療費給付事業についてのよくある質問

Q 1 受給資格証を医療機関に提示できなかったのですが？

A 提示できず医療費の支払いをした場合は、市役所の窓口へ領収書（ひと月分まとめて）、受給資格証、保険証、印鑑（スタンプ印不可）を持参して、診療月の翌月から2年以内に償還払いの申請をしてください。

Q 2 受給資格証を提示したのに、医療費を徴収されたのですが？

A 保険適用外診療分等、給付の対象外の支払いではありませんか？
また、現物給付非対応の県外の医療機関や県内の接骨院や整骨院等では、医療費を徴収されます。
なお、入院時に「限度額適用認定証」を提示できなかった場合も、現物給付とはなりません。

Q 3 振り込まれた金額と領収書のコピー金額が違うのですが？

A 市から振り込まれる金額は、保険適用外診療分や付加給付金、高額療養費などを控除した後の金額です。
※付加給付金、高額療養費の詳細に関しては、ご加入の保険者へお問い合わせください。

Q 4 十和田市外へ引っ越しをするのですが？

A お子様が出発の際は、受給資格証と保険証を持参して、市役所窓口でお手続きください。ただし、単身赴任等で保護者が転出しても、お子様がそのまま十和田市に住所を有する場合は、受給資格証は使用可能です。

Q 5 十和田市内の中で引っ越しをするのですが？

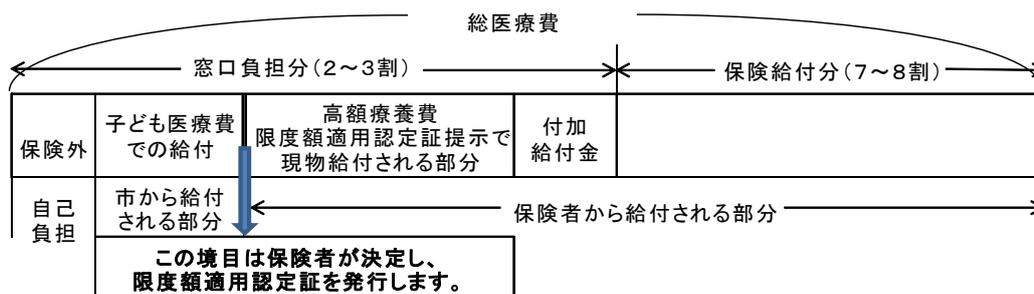
A 基本的に手続きは必要がありません。もし、保険証等に変更がある場合は市役所窓口で手続きください。

Q 6 入院予定ですが、限度額適用認定証はどうやって作るのですか？

A 保険証の保険者への申請によって作成できますので、保険証の担当者にお問い合わせください。
また、国民健康保険の方は、十和田市役所本館1階国民健康保険課で申請できます。

Q 7 「限度額適用認定証」を提示しないと現物給付にならないのはなぜですか？

A 窓口負担分は、「高額療養費分（保険者で給付する額）」と「本人負担分（市で給付する額）」を合わせた額となりますが、その境目を決定するのは各保険者です。「限度額適用認定証」は、その区分を証明するものです。限度額適用認定証がないと、病院及び市では窓口負担分の境目がわからず、正しい請求及び給付ができないためです。



その他ご不明な点がございましたら、お気軽に右記連絡先までお問い合わせください。

十和田市 こども支援課
こども給付係 TEL: 0176-51-6716